

05/5/12 に、道警の現職警察官が法廷で証言しました。原田さんの傍聴記です。

北海道の原田です。

本日午後 1 時 30 分から、札幌地裁民事第 3 部で国賠(慰謝料) 請求事件の審理が行われ、現職警察官～警部～(46) が証言しました。その概況をお知らせします。

なお、原告代理人は、渡辺達生、市川守弘ほか 2 人の弁護士。

1 事件の概要

旭川中央警察署が、平成 9 年、窃盗事件の情報提供謝礼として、旭川在住の A さんに 1 万円を支払ったとする会計書類に関して、情報提供の事実もなく謝礼受領の事実のないのに、会計書類に氏名を勝手に使われ精神的な苦痛を受けたとして、原告 A さんが北海道を相手どり 70 万円の損害賠償を求めている事件

証人は、当時、旭川中央警察署刑事 1 課盗犯係長として勤務、会計書類の作成名義人となっている。

2 証言の概略

(1) 報償費は、刑事 1 課長から毎月 3 ～ 5000 円を受け取っていた。係長の自分が管理し、必要に応じて部下の刑事に使わせていたが、出納帳もなく、領収書などの書類も作っていない。不足したときは、課長に追加要求するか、自腹で賄っていた。当時は正規の支出手続きは知らなかった。会計書類は、課長から鉛筆で下書きしたものにボールペンで書き写していた。下書を誰がしたのかは知らないが、課長や部下ではないなどと説明し、正規の会計手続きとは思えない方法で支出が行われていたことを窺わせた。

(2) 協力者の範囲、自分が管理する人数、報償費の支払い対象、金額基準など、協力者に関する質問には曖昧な答弁に終始した。原告 A さんとの面識についても、あるともないとも言えないと曖昧な説明に終始し、協力者名簿もないなど協力者が実在するのかが極めて疑わしものを感じられた。

(3) 一方、原告の A さんに対する被告代理人の弁護士の反対尋問は、提訴はマスコミや弁護士に勧められたのではないかと、弁護士費用は誰が負担するのかなど、原告の提訴の動機などに関する質問が多く見られた。

3 傍聴の感想

傍聴人は、約 35 名位、マスコミ関係者も傍聴していたが、証人の苦しい答弁や被告代理人の質問に哄笑も漏れていた。北海道警察の裏金疑惑については、極めて不十分ながら道警の内部調査で、平成 10 年度以降の組織的な裏金システムが存在を認めており、平成 9 年当時も同様な裏金づくりが行われていたことは、ほぼ間違いないことである。組織的な裏金づくりであるのにもかかわらず、問題が生じた時には、結局は現場の警察官が追及の対象になることにやりきれなさを感じた。